

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第175号

今回のテーマ「特定技能「産業機械製造業分野」について

特定技能「産業機械製造業分野」における在留資格認定証明書交付について一時停止することが出入国在留管理庁から発表になりました。https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html

特定技能「産業機械製造業分野」における在留資格認定証明書交付の一時停止措置等について

令和4年4月1日
出入国在留管理庁

特定技能「産業機械製造業分野」における在留資格認定証明書交付の一時停止措置等について

1 現状

産業機械製造業分野における特定技能1号外国人数は、令和4年2月末現在で5,400人（速報値）となり、受入れ見込数（5,250人）を超える状況となっています。

2 対応措置

受入れ見込数を超えることが見込まれる場合、出入国管理及び難民認定法第7条の2第3項及び産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針4（1）に基づき、分野を所管する行政機関の長（経済産業大臣）から法務大臣に対して在留資格認定証明書の一時的な交付停止の措置を求め、法務大臣において停止措置を講じることとされています。

令和4年4月1日、経済産業大臣から法務大臣に対し、入管法第7条の2に基づく在留資格認定証明書の交付停止措置の要請がなされたことから、本日、同条第4項に基づき、一時的に在留資格認定証明書の交付停止措置を採ることとしました。本日以降、在留資格認定証明書の交付を停止します。

なお、在留資格認定証明書の交付については停止しますが、他方で、特定技能1号への在留資格の変更及び在留期間の更新については、必要な要件を満たしていれば許可します。

○本件措置等に係るお問合せ
出入国在留管理庁政策課 特定技能政策総括係
03-3580-4111（内線6854）

製造3分野の受入れ産業分類（日本標準産業分類にもとづく）

*以下の産業分類について、製造品出荷額等が発生していない場合には協議・連絡会に加入いただくことはできません。

素形材産業		産業機械製造業		電気・電子情報関連産業	
2194	鋳型製造業（中子を含む）	2422	機械刃物製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
225	鉄素形材製造業	248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	29	電気機械器具製造業（ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
235	非鉄金属素形材製造業	25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）	30	情報通信機械器具製造業
2424	作業工具製造業				
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）				
245	金属素形材製品製造業	26	生産用機械器具製造業（ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）		
2465	金属熱処理業	270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）		
2534	工業窯炉製造業	271	事務用機械器具製造業		
2592	弁・同附属品製造業	272	サービス用・娯楽用機械器具製造業		
2651	鋳造装置製造業	273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業	275	光学機械器具・レンズ製造業		
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）				
3295	工業用模型製造業				

経済産業省
特定技能特設ページ
↓
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html